

函館市監査公表第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、南かやべ漁業協同組合を対象として、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 29 年 5 月 15 日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 吉 田 崇 仁

函館市監査委員 阿 部 善 一

平成 2 8 年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体

南かやべ漁業協同組合

2 監査の対象

財政援助団体監査

平成 2 7 年度において、函館市から南かやべ漁業協同組合に対して交付された沿岸漁業構造改善対策事業費補助金に係る出納，その他これらに関連する事務

3 監査の期間

平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日から平成 2 9 年 2 月 2 7 日まで

4 監査の方法

今回の監査は，上記補助金に関する出納および業務の執行状況等，これらの事務が適正に執行されているかについて，当該団体および函館市の関係書類について検査を行うとともに，関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

財政援助団体監査の結果，対象となった事務は，適正に執行されていた。